

第3節

WTO

1. WTO ルール形成動向

本節では、WTO¹²に関わる最近の動きとして、ドーハ・ラウンド交渉の状況、① ITA(情報技術協定) 拡大交渉、② EGA(環境物品協定) 交渉、③ TiSA(サービスの貿易に関する新たな協定) 交渉といったラウンド外のプल्ली交渉のほか、保護主義抑止に向けた取組、WTO 協定の実施、我が国の紛争解決手続の活用を概観する。

(1) ドーハ・ラウンド交渉(多角的交渉の推進)

2001年にカタールのドーハで行われた第4回 WTO 閣僚会議においては、WTO 設立後初のラウンド交渉として途上国の要求に配慮する形でドーハ開発アジェンダ(以下「ドーハ・ラウンド」)が立ち上げられた。同ラウンドは農林水産物や鉱工業品の貿易のみならず、サービス貿易の自由化に加え、アンチ・ダンピングなどの貿易ルール、貿易と環境、開発のほか、ルール作りを検討すべき分野として投資、競争、貿易円滑化なども含んでいた(第Ⅲ-2-3-1表)。

ドーハ・ラウンドは、全加盟国一致(コンセンサス)を原則としているため、先進国と新興途上国の間の利害対立により交渉がなかなか進まず、2001年の立ち上げ後一進一退を繰り返したが、2008年7月の閣僚会合に決裂した後、交渉が停滞した(第Ⅲ-2-3-2図)。2011年12月の第8回閣僚会議では、議長総括における「政治ガイダンスの要素」として、ドーハ・ラウンドについて、近い将来の一括受諾の見通しがないことを認めつつも、「新たなアプローチ」を見出す必要性

第Ⅲ-2-3-1 表

ドーハ・ラウンド 一括受諾の交渉項目と主要論点¹³

農業	関税・国内補助金削減、輸出補助金の撤廃等
NAMA (非農産品市場アクセス)	関税削減(スイス・フォーミュラ、分野別関税撤廃)、非関税障壁の撤廃
サービス	外貨規制の削減等の自由化、迅速化、その実施に伴う途上国支援
ルール	アンチ・ダンピングの規律強化、補助金の規律強化
貿易円滑化	貿易手続きの簡略化、迅速化、その実施に伴う途上国支援
開発	途上国に対する特別な取扱い(S&D)
TRIPS(知的所有権)	ワイン・スピリッツの地理的表示(GI)他国間通報登録制度
貿易と環境	環境関連の物品、サービスに係る貿易の自由化・円滑化

資料：経済産業省作成。

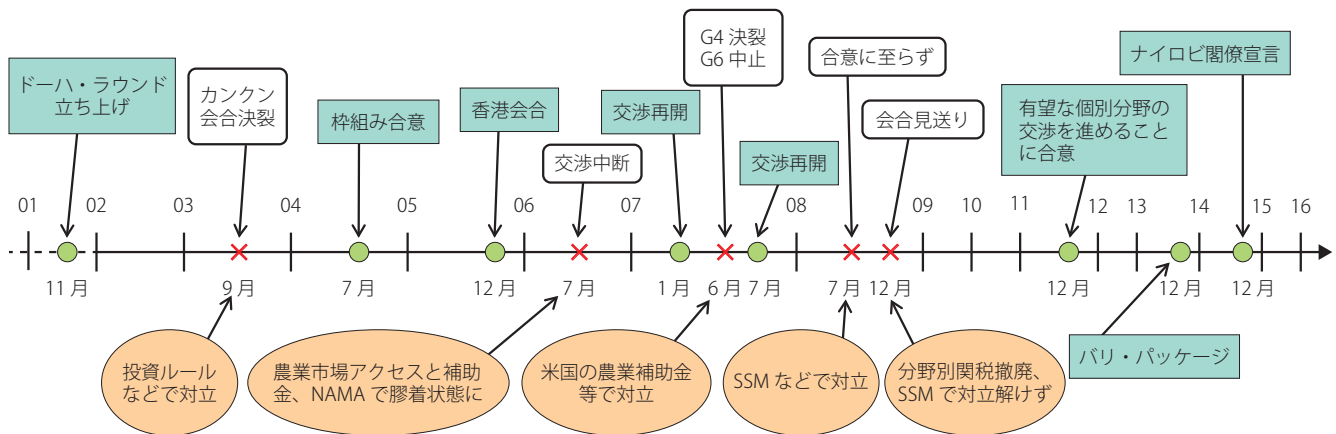
を共有し、進展が可能な分野で、先行合意を含め議論を進めることが合意された。その後の交渉を通じて、貿易円滑化、農業の一部、開発が進展可能な分野であるとの共通認識が形成され、2013年12月にインドネシア・バリで開催された第9回 WTO 閣僚会議(MC9)において精力的な交渉の結果、WTO 設立後初のマルチ協定である貿易円滑化協定を含むバリ・パッケージが合意された。

その後、第10回 WTO 閣僚会議(MC10)における成果につき、加盟国で検討が進められたが、14年間の長期の交渉にも関わらず十分な成果を出せていないドーハ・ラウンド交渉に代わる「新たなアプローチ」

12 1930年代に蔓延した保護主義が第二次世界大戦の一因となったとの反省から、多国間の貿易自由化を目指し、1948年に、最恵国待遇・内国民待遇を大原則とするGATT(関税及び貿易に関する一般協定)が発効した。GATT締約国は、数次のラウンド交渉を含む8度の多角的交渉を経て、相当程度の関税削減及び関税以外の貿易関連ルールの整備を実現し、1995年には、GATTを発展的に改組してWTO(世界貿易機関)を設立した。現在164か国が加盟するWTOは、①交渉(ラウンド交渉などによるWTO協定の改定、関税削減交渉)、②監視(多国間の監視による保護主義的措置の抑止)、③紛争解決(WTO紛争解決手続による貿易紛争の解決)の機能を有し、多角的な貿易を規律する世界の貿易システムの基盤となっている。具体的には、①WTOの交渉機能については、2001年、WTO設立後初のラウンド交渉として「ドーハ開発アジェンダ」が立ち上げられ、14年経った現在に至るまで交渉が継続されている。ラウンド交渉が進まない中、ITA拡大交渉のほか、EGA(環境物品協定)交渉や新たなサービス貿易協定交渉といった有志国による個別ルール・分野毎の複数国間交渉(プल्ली交渉)が積極的に行われてきた。②WTOの監視機能は、保護主義を抑止し、自由貿易体制の維持に重要な役割を果たしている。近年、世界経済の減速等を受けて、保護主義的な動きが活発化しており、保護主義監視、保護主義抑止のための政治的コミットメントが重要となっている。③WTOの紛争解決機能は、二国間の貿易紛争を政治化させることなく中立的な準司法的手続によって解決するシステムである。WTOにおいて、協定(ルール)の実施に係る紛争解決手続が有効に機能しており、新興国を含め、紛争解決手続の活用件数が増加している。我が国もルール不整合である他国の措置による自国の不利益を解消し、先例の蓄積によってルールを明確化させることを目指し積極的に活用している。

13 ラウンド立ち上げ当初は、投資、競争、貿易円滑化、政府調達等の透明性のいわゆる「シンガポール・イシュー」が検討の対象として含まれていたが、カンクン閣僚会議で貿易円滑化のみにつき交渉を始めることとされた。

第Ⅲ-2-3-2 図 ドーハ・ラウンド交渉の経緯



が必要であるとする先進国と交渉継続を主張する途上国の間での見解の懸隔が明らかになった。また、グローバル・バリュー・チェーン（GVC）の深化やIT技術など時代の変化に対応するための新たな課題についても、米、EU、日本等の先進国と新たな課題への取組に慎重な姿勢を示すインド、中国等の途上国の間で意見は対立した。

このような中、2015年12月にケニア・ナイロビで開催された第10回WTO閣僚会議（MC10）においては、農業の輸出競争（輸出補助金撤廃、輸出信用の規律強化等）、開発分野で合意を得るとともに、ITA拡大交渉の妥結をみた（詳細後述）。ドーハ・ラウンドの今後の扱い及び新たな課題への取組については、最終的に見解は一致せず、閣僚宣言にドーハ・ラウンド交渉についての双方の主張が両論併記され、時代に即した新たな課題への取組を求める国があることも明記された。

MC10以降の議論では、2016年のG7首脳宣言、G20、APECの各首脳会合、貿易担当大臣会合の宣言文に見られるように、新たな課題への取組の重要性が引き続き取り上げられている。新たな課題としては、中小企業、投資及びグローバル・バリューチェーン（GVC）等もあるが、各国の関心が特に強いものは、電子商取引である。2016年7月のWTO電子商取引特別会合では、多くの国から電子商取引に関する論点や必要と考えるルールについて提案が出され、我が国からも、具体的ルール形成において積極的に参画すべく、TPPの電子商取引章の主要規律（データのフリーフロー原則、サーバ等の現地化やソースコードの開示要求禁止）をベースにした提案を行った。他方、交渉の進展を警戒する新興国・途上国からは、開発に焦点をあてた主張が展開され、議論は停滞している。

2017年1月にダボスで開催されたWTO非公式閣僚会合では、第11回定期閣僚会議（MC11 於ブエノスアイレス）に向けては、実現可能な分野について、具体的で的を絞った議論を始めるべきとの意見が多数を占めた。具体的には、電子商取引、漁業補助金、農業の国内補助金、中小企業、投資の円滑化等といった課題が挙げられている。

（2）ITA（情報技術協定）拡大交渉

第10回WTO閣僚会議（MC10）の重要な成果の一つがITA（情報技術協定）の拡大交渉の妥結であった。201対象品目の全世界年間貿易額約1.3兆ドルは総貿易額の約10%を占める規模であり、2016年7月1日から関税撤廃が順次開始されており、2019年7月には約90%の関税が、2024年1月には全品目の関税が完全に撤廃される。

① 拡大交渉の背景

ITA拡大交渉に先行して合意されたIT製品の関税撤廃に関するITA（情報技術協定）は、1996年12月のシンガポールWTO閣僚会議の際に日米EU韓など29メンバーで合意され、1997年に発効した。その後の参加国拡大の結果、2016年3月末現在、対象品目17の世界貿易総額の97%以上を占める82メンバー（中国、インド、タイが含まれているが、メキシコ、ブラジル、南アフリカ等は未参加）が協定に参加している。ITAは世界貿易総額の約15%（5.3兆ドル（2013年））の関税撤廃に貢献している。主な対象品目は、半導体、コンピュータ、通信機器、半導体製造装置等である。

ITA協定の発効からの技術進歩を受け、ITA協定の品目リスト拡大と品目リストの対象範囲の明確化に

対する各国産業界からの期待の高まりもあり、新たに ITA の対象とする品目リストの拡大や、対象品目の明確化を目的として、2012 年 5 月に ITA 拡大交渉が立ち上げられた。

② 拡大交渉妥結までの経緯

交渉立ち上げ以降、月に 1 回の頻度で交渉会合がジュネーブで開催され「品目候補リスト」の作成が進み、2012 年秋からは、フィリピン、シンガポール、中国が参加し、品目候補の絞り込みが始まったが、中国が多くの対象品目の除外を主張したため、交渉はしばしば中断された。

2014 年 11 月の APEC 北京首脳会議の際に行われた米中首脳会談における米中間の対象品目合意の後、2015 年 7 月、交渉参加メンバーは拡大対象品目 201 品目（新型半導体、半導体製造装置、デジタル複合機・印刷機、デジタル AV 機器、医療機器等）に合意し、同月、関税撤廃期間や実施スケジュール等の合意に関する宣言文とともに、WTO 一般理事会で報告・公表された。

同年 9 月からは、我が国が ITA 拡大交渉の議長を務め、個別の対象品目の関税撤廃期間等に関する交渉を行った。そして、2015 年 12 月、ケニア・ナイロビで開催された第 10 回 WTO 閣僚会議（MC10）において、林経済産業大臣が議長を務め、対象品目の世界貿易額の 90% 以上をカバーする、53 メンバー（EU 加盟国 28 か国を含む）で交渉妥結に至った。

201 対象品目の全世界貿易額は年間 1.3 兆ドルを上回り、世界の貿易総額の約 10% に相当し、自動車関連製品が世界貿易に占める割合 4.8% を大幅に上回る規模である。日本からの 201 対象品目の対世界輸出額は約 9 兆円と総輸出額約 73 兆円の約 12% を占め、関税削減額は約 1700 億円と試算される。

（3）EGA（環境物品協定）交渉

① 議論の背景

2001 年のドーハ閣僚宣言において、「環境関連物品及びサービスに係る関税及び非関税障壁の撤廃及び削減」に関する交渉の立ち上げと、貿易と環境に関する委員会特別会合（CTESS）の設置が盛り込まれたことを受け、CTESS において関税削減・撤廃の対象となる環境物品リストに関する議論が行われてきた。

その後、ドーハ・ラウンド交渉が停滞する中、APEC に場を移して環境物品の関税削減・撤廃が議

論された。2011 年 11 月の APEC ホノルル首脳会議で、2015 年末までに対象物品の実行関税率を 5% 以下に削減する旨合意され、2012 年 9 月の APEC ウラジオストク首脳会議で、その対象品目として 54 品目に合意した。

② 交渉立ち上げまでの経緯

APEC で環境物品 54 品目の関税削減が合意されたことを受け、2012 年 11 月、環境物品の自由化推進国で形成する「環境フレンズ」メンバー（日本、米国、EU、韓国、台湾、シンガポール、カナダ、豪州、ニュージーランド、スイス、ノルウェー）は、WTO での今後の環境物品自由化の交渉の進め方について議論を開始した。

その後、2013 年 10 月の APEC バリ首脳会議で、APEC 環境物品リストを基に WTO で前進する機会を探求する旨合意したことを受け、ジュネーブにおける議論が加速した。2014 年 1 月、ダボスの WTO 非公式閣僚会合の開催にあわせ、有志の 14 メンバー（日本、米国、EU、中国、韓国、台湾、香港、シンガポール、カナダ、豪州、ニュージーランド、スイス、ノルウェー、コスタリカ）は、WTO における EGA（環境物品協定）交渉の立ち上げに向けた声明を発表した。

2014 年 7 月、有志の 14 メンバーで EGA 交渉を立ち上げ、APEC で合意した 54 品目より幅広い品目で関税撤廃を目指すことを確認した。

③ 交渉の現状

2014 年 7 月以降、2 か月に 1～2 回程度のペースで交渉会合がジュネーブで開催され、各メンバーからの要望品目の積み上げ作業が行われた。

2015 年 4 月以降、積み上げが行われた品目について、環境クレディビリティの観点から議論が行なわれ、対象品目の絞り込み作業が進められた。

2015 年 11 月の交渉会合では、同年 12 月のケニア・ナイロビで開催された第 10 回 WTO 閣僚会議（MC10）での品目合意を目指し議論が行われたものの、結局合意には至らなかった。交渉参加メンバーは、2015 年 1 月にはイスラエル、5 月にはトルコとアイスランドが加わり、2017 年 3 月末現在、18 か国・地域が参加している。

2016 年 9 月の G20 杭州サミット首脳宣言において、EGA 交渉の「着地点」到達を歓迎し、年内妥結に向けた努力を倍増する、とされたことを踏まえ、同年

12月に妥結を目指し閣僚会合を開催。同会合では対象品目に関する立場の懸隔が埋まらず、妥結には至らなかったが、全メンバーの間で早期妥結を目指し交渉を継続していくべきとの認識が共有された。

(4) TiSA（サービスの貿易に関する新たな協定）交渉

1995年のGATS発効から長期間が経過し、この間にインターネットの普及を始めとする技術革新の影響を受け、サービスの提供・消費の様相が大きく変化してきていることを背景に、WTOにおいても状況変化に対応した約束表の改訂や新たなルールの策定が求められてきた。しかしながら、ドーハ・ラウンドが膠着し、急速な進展が見込めない状況となり、各国はFTAやEPAの締結等を通じてサービス貿易の自由化を推進してきた。

こうした中、2011年12月の第8回WTO閣僚会議（MC8）の結果を受け、2012年初頭から、「新たなアプローチ」の一環として、有志国・地域によるサービス貿易自由化を目的とした新たな協定の策定に関する議論が開始された。我が国を含む有志国・地域は、自由化の約束方法、新たなルールなど、21世紀にふさわしい新たなサービス貿易協定に向けた議論を重ね、2013年6月に本格的な交渉段階に移ったことを確認する共同発表を行い、交渉を継続してきた。2015年6月、2016年1月、6月及び10月には非公式閣僚会合が開催され、先進的な新協定を2016年末までに策定することを目標に交渉が加速化された。2016年12月に開催された交渉会合において、各交渉参加国・地域は、年内の実質合意は困難になったものの、翌年以降の早期妥結に向けて引き続き連携していくことで一致した。2017年3月末現在のメンバーは、23か国・地域（日本、米国、EU、豪州、カナダ、韓国、香港、台湾、パキスタン、イスラエル、トルコ、メキシコ、チリ、コロンビア、ペルー、コスタリカ、パナマ、ニュージーランド、ノルウェー、スイス、アイスランド、リヒテンシュタイン及びモーリシャスで、EU各国を含めると50か国）である。

(5) 保護主義の抑止

世界経済危機以降、自国産業支援や雇用確保を目的とした保護主義的措置の導入を求める政治的圧力が各

国で高まった¹⁴。そうした国内の圧力を受けて保護主義的措置をとる国があると、他国の追従や報復などの連鎖を招き、世界全体に保護主義が蔓延し、世界貿易・経済に悪影響を及ぼすことが懸念された。そうした中で、多角的貿易体制の中核であるWTOは保護主義を抑止し、自由貿易体制の維持に重要な役割を果たしている。近年、世界経済の減速等を受けて、保護主義的な動きが活発化しており、下記に述べるような保護主義監視、保護主義抑止のための政治的コミットメントが重要となっている。

2016年11月に公表されたG20諸国・貿易投資措置に関する報告書（第16版）は、調査期間中にG20諸国が新たに導入した貿易制限的措置数が前期同様高い水準にあるとして、G20諸国が保護主義に対抗する努力を強化するよう訴えている。こうした報告書は、各国の貿易措置の監視を強化し、保護主義的措置の拡散を防止する効果が期待される。

また、G20やAPEC等の国際フォーラムの場では保護主義抑止を求める国際的な高いレベルの政治宣言がなされてきた。加盟国はWTO協定を遵守する義務を負うが、政治合意により協定以上のコミットが表明されるという意義がある。例えば、2016年5月のG7伊勢志摩・サミット、6月のOECD閣僚理事会、9月のG20杭州・サミット、11月のAPEC首脳会合の成果文書において、保護主義抑止の必要性について再確認した。

G20、APEC等における保護主義抑止の政治宣言については、保護主義抑止の実効性を高めるため、WTO整合的であっても重大な保護主義的影響を及ぼす措置の最大限の自制に加えて、二つの大きな要素が存在する。一つは、「スタンドスティル（現状維持）」のコミットメントであり、新たな保護主義的措置を実施しないことを約束している。もう一つは、既に導入された保護主義的措置を是正すること、すなわち、「ロールバック」のコミットメントである。例えば、2016年9月に中国・杭州で開催されたG20杭州・サミットでは、2018年までの「スタンドスティル」約束及び「ロールバック」のコミットメントを再確認した¹⁵ほか、11月にペルー・リマで開催されたAPEC首脳会合の成果文書でも2020年までの「スタンドスティル」約束及び「ロールバック」のコミットメントを再確認している¹⁶。

¹⁴ 『通商白書 2009』第2章第3節参照

¹⁵ 2015年のG20アンタルヤ・サミットでも、スタンドスティル及びロールバックへのコミットメントが再確認されている。

(6) WTO 協定（ルール）の実施

WTO 協定は、加盟国・地域間に通商摩擦・紛争が生じた際に、ルールの解釈・適用を通じてその解決を図る紛争解決手続に係る規律を備えている。この紛争解決手続による措置の是正勧告は、履行監視手続や履行されない場合の対抗措置等も用意されており、履行率が高く実効性が高いものとなっている。また、通商摩擦を政治問題化させずに解決することができるという

点でも有益である。1995 年の WTO 発足以来、紛争解決手続が利用された案件は 524 件（2017 年 3 月現在。協議要請が行われたがパネル設置に至らなかったものを含む。）に上っている。

我が国が当事国として WTO 紛争解決手続に付託している案件のうち経済産業省が関与して、解決を図っている最近の事例の詳細は、下記を参照されたい。

2. WTO 紛争解決手続を活かした取組

我が国は、ルール不整合である他国の措置による自国の不利益を解消すること、また、ドーハ・ラウンド交渉が停滞する中でも先例の蓄積によって貿易ルールを発展させることを目指して、WTO の紛争解決手続を積極的に活用してきた。我が国が当事国として協議を要請した案件は 23 件あり、近年では対新興国の案件が多い。係争中の 4 件を除く 19 件のうち、18 件は我が国の主張に沿った解決がなされている（2017 年 3 月末現在）。また、我が国は、先例形成を通じたルールの発展の観点から、第三国としても多くの案件に参加（第三国参加）し、重要な論点に関して我が国の立場を述べている。

我が国が当事国として WTO 紛争解決手続に付託している案件のうち、経済産業省が関与して、解決を図っている最近の事例は以下のとおりである。

(1) インドの鉄鋼製品に対するセーフガード措置等

2015 年 9 月、インド政府は自動車、建材向けの熱延コイルに対するセーフガード措置を暫定発動し、2016 年 3 月に本発動した。また、インド政府は 2016 年 2 月に鉄鋼製品の最低輸入価格（MIP）を設定し、この価格を下回る製品の輸入を禁止・制限する措置を開始した。

インド政府によるセーフガード措置は、GATT19 条で規定される要件やセーフガード協定で規定する発動要件及び手続要件を満たしておらず、WTO 協定に違反する可能性がある。また、MIP 制度は、一定の価格を下回る製品の輸入を禁止・制限する措置であり、GATT11 条に違反する可能性がある。以上のことか

ら、2016 年 12 月、我が国は、インドに対して協議要請を行い、翌年 4 月、パネルが設置された。今後、パネルにおいて審理が行われる予定である。なお、MIP 制度は時限措置であり、インド政府は、2017 年 2 月に時限措置の延長を行わず、同制度は失効したため、パネル設置要請の対象はセーフガード措置のみとしている。

(2) 韓国の日本製空気圧伝送用バルブに対するアンチ・ダンピング措置

2014 年 2 月、韓国政府は我が国からの空気圧伝送用バルブの輸入に対するアンチ・ダンピング調査を開始し、2015 年 8 月に課税措置が開始された。

本措置は、ダンピングによる国内産業への損害及び因果関係の認定等に関し、アンチ・ダンピング協定に違反する可能性があるため、2016 年 3 月、我が国は、韓国に対して協議要請を行い、同年 7 月、パネル設置を要請した。現在、パネルにおいて審理が行われている。

(3) ブラジルの自動車等に対する内外差別的な税制恩典措置

ブラジル政府は、2011 年 12 月、自動車に対する IPI（工業製品税）を 30% 引上げるとともに、翌年、新自動車政策（イノバール・アウト）を発表し、国内の自動車メーカーに対し、一定の生産工程の実施及び国産部品の使用等を条件に IPI を最大 30% 減税することとした。また、情報通信分野においても、一定の部品の製造及びこれを使用した最終製品の組立て等の国内実施を要件として、当該製品にかかる間接税を大幅に減免する措置を導入している。

これらの措置は、WTO 協定上の内国民待遇義務等

16 2015 年、フィリピン・マニラで開催された APEC 首脳会議でも、スタンドスティル及びロールバックへのコミットメントが再確認されている。

に違反する可能性があるため、2015年7月、我が国はブラジルに対して協議要請を行い、同年9月、パネル設置を要請した。現在、パネルにおいて審理が行われている（EUは、2014年10月にパネル設置要請を実施。）。

(4) 中国の日本製ステンレス継目無鋼管に対するアンチ・ダンピング措置

2011年9月、中国政府は日本、EUからの高性能ステンレス継目無鋼管の輸入に対するアンチ・ダンピング調査を開始し、2012年11月に課税措置が開始された。

本措置は、ダンピングによる国内産業への損害の認定等に関し、アンチ・ダンピング協定に違反する可能性があったため、同年12月、我が国は中国に対して、協議要請を行い、同年4月、パネル設置を要請した（その後EUもパネル設置要請）。2015年2月、中国の違反を認めるパネル報告書が配布されたが、一部の論点について我が国の主張が認められなかったことから、同年5月、我が国は上訴し、中国、EUも続いて上訴を行った。同年10月、我が国の主張を全面的に認める上級委報告書が公表され。中国は、2016年8月に課税措置を撤廃した。

(5) ウクライナの自動車セーフガード措置

2011年7月、ウクライナ政府は、輸入乗用車（排気量1,000cc～1,500cc及び1,500cc～2,200ccの乗用車）に対するセーフガード調査を開始し、2013年4月に課税措置が開始された。

本措置は、発動要件の一部を明確に認定していない点や調査期間中の輸入量の大幅減少にも関わらず輸入増加を認定した点等に関し、セーフガード協定等に違反する可能性があったため、同年10月、我が国はウクライナに対して、協議要請を行い、2014年2月、パネル設置を要請した。2015年6月、日本側の主張を全面的に認めるパネル報告書が公表され、ウクライナは同年9月末日にセーフガード措置を撤廃した。

(6) アルゼンチンの輸入制限措置

2008年11月、アルゼンチン政府は、非自動輸入ライセンス制度を導入し、その後、輸入者に対する輸出入均衡要求等を実施した。また、2012年2月には、輸入者は輸入品について事前申請し承認を得ることが必要となったが、承認要件が示されず、当局の裁量によって恣意的に運用されている点で問題があった。2013年1月に非自動輸入ライセンス制度が撤廃されたが、その他の措置は存続した。

これらの措置は、WTO協定上の輸出入制限の禁止義務に抵触する可能性があったため、我が国は、2012年8月、二国間協議を要請し、同年12月、米国・EUとともにパネル設置を要請した。2014年8月、日米EUの主張を全面的に認めるパネル報告書が発出され、2015年1月には、パネル報告書を支持する上級委員会最終報告書が発出された。我が国は、引き続き、アルゼンチンがWTO協定に不整合な措置を速やかに是正するよう注視していく。